**＜連絡事項＞**

**見積内訳書記載内容　　別添記載例を参考に作成してください。**

　１　「商号又は名称」及び空白部分の「単価欄」・「金額欄」（税抜）を記載してください。なお、小計は必ず単価で割り切れる金額とし、１円未満の端数を生じさせないでください。また、合計欄の金額は、必ず見積書に入力した金額と一致するようにしてください。

　２　ファイル形式を変更する必要はありません。

　３　見積内訳書は見積書提出画面上の「内訳書」の部分から添付してください。

４　見積内訳書に予め参考商品のメーカー名・品番等を印字してありますので、納入を希望するメーカー名・品番の「チェック」欄に「✔」を入れてください。

参考商品以外で参加の場合は、各品目の余白部分に同等品として承認された商品のメーカー名・品番を書き入れてください。

**見積書提出期限**

見積仕様書に記載する期日の**午後３時まで**となりますのでご注意ください。

**同等品確認申請、仕様書に関する質問**

１　同等品で参加を希望する場合は、見積仕様書に記載する期日までに、カタログ等仕様や規格がわかる書類を添えて同等品確認申請書兼結果通知書を**契約課に提出**してください。

２　仕様に関する質問がある場合は、見積仕様書に記載する期日までに、仕様書に関する質問回答書を**契約課に提出**してください。

３　同等品確認申請書、質問回答書の提出先（持参、郵送、ＦＡＸ、e-mailによる提出可）

〒２６０－８７２２

　　千葉市中央区千葉港１－１

　　千葉市役所契約課　契約第二班（千葉市役所本庁舎高層棟６階）

　　　ＦＡＸ番号　０４３－２４５－５５３６

　　　e-mail　[keiyaku.FIA@city.chiba.lg.jp](mailto:keiyaku.FIA@city.chiba.lg.jp)

　４　同等品確認結果、質問に対する回答については、**ホームページで公表します。**

　　　内容が反映されていない場合は、至急ご連絡ください。

https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html

**※注意事項※　以下の条件に反した見積書の提出は無効となりますのでご注意ください。**

１　上記「見積内訳書記載内容」に不備がある見積書は無効となります。

２　**ＩＣカード**の**名義人**と**入札参加資格者名簿に登録された契約者（代表者）が不一致**、又は**有効期限切れ**だった場合は無効となります。

３　見積書提出の際に必ず、入札情報サービスに掲載した見積内訳書を添付してください。

４　仕様の履行に必要な費用（運搬費、設定費用や手続に要する費用等）は別出しせずに、商品の価格に含めてください。

５　同等品として承認された商品以外の見積りは無効となりますのでご注意ください。

**その他注意事項**

１　決定となった方には、見積書開封日の当日又は翌日に電話連絡いたします。また、見積り合わせの結果については、後日ホームページで公表いたします。電話等での個別のお問い合わせはご遠慮ください。

２　契約保証金の免除要件に該当しない方が決定された場合、契約の際に契約金額（税込金額）の１００分の１０以上の契約保証金の納付が必要になります。

３　見積り合わせの結果、予定価格の範囲内の見積りが無かった場合は、初回の見積参加者に対して電子メールにより通知し、再度見積りを行う場合があります。その際は、電子入札システムにて初回の最低見積金額をお知らせしますので、それより低い金額で見積可能な方が参加してください。